

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年2月22日

2. 認定事業適応事業者の名称

日本航空株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルス感染拡大により、航空旅客事業は甚大な影響を受けており、各国の厳しい入国制限や検疫対応により国際旅客需要はほぼ消失し、国内旅客需要もこれまで経験したことのない大幅な減少に見舞われた。現在、国内旅客需要は徐々に回復傾向にあるが、国際旅客需要は、依然、回復の見通しが立っていない状況である。

しかしながら、ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、新型コロナウイルス感染症の影響が収束に向かえば、航空運送事業は中長期的には再び成長軌道を描くことを見込んでおり、ポストコロナにおいて、日本航空グループは社会インフラとして不可欠な航空ネットワークを維持・拡充し、グローバル化、観光立国推進、地域活性化への貢献を通じて、様々な社会的課題の解決のための重要な役割を担っていく。

日本航空株式会社にとって、安全安心な航空輸送サービスの提供と航空機から排出されるCO₂の削減等環境負荷の軽減は、ポストコロナにおける最重要課題であると認識している。このため、商品競争力・環境性能に優れた航空機を新たに導入し、ポストコロナにおけるお客さまの多様なニーズにお応えすることで選好性を高めると同時に、燃費効率の向上等により運航コストを抑制し、収益力を向上していく。加えて、燃費性能に優れた航空機の運航を増やすことでCO₂排出量を削減し、気候変動への対応にもイニシアチブを発揮することで、よりお客さまに選ばれるエアラインを目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2026年度のEBITDAマージンが、基準年度である2020年度を5%ポイント以上上回ることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以内になることを目標とする。また、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

(4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業

46：航空運輸業

(選定の理由)

日本航空株式会社は、これまでも航空運送事業の許可を得て、旅客、貨物の航空運送事業を行ってきており、今後も引き続き重要な社会基盤の一つとしてニーズをとらえたサービスの展開を行うことで事業適応を実施していくため。

(6) 事業適応の具体的内容

事業適応にかかる事業の目標を達成するため、国内線および国際線の主要路線を運航する航空機として、燃費効率に優れたエアバス A350 型航空機を新たに導入する。エアバス A350 型航空機は、従来の同規模機材に比べて、消費燃料および CO2 排出量を約 15～25%削減することが可能である。

また、当該機材は全席に個人用モニター、AC 電源を装備するなど、快適性・利便性が高く、商品競争力の向上が期待できると同時に、燃油費および整備費の抑制も実現できると考えている。

さらに、ポストコロナにおける社会的なニーズである、非接触によるチェックインや手荷物の預けの自動化等、清潔性、非接触化及びモバイル化への対応も同時に進めることで、商品競争力を更に高め、収益力の向上を図っていく。

以上により、計画終了年度である 2026 年度における売上原価率を基準年度（2020 年度）と比較して 5%以上低減することを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第 21 条の 28 第 1 項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日

終了時期 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日